

無宿中太郎御仕置始末

(亀川觀音寺文書)

黒田城北

前書

昭和十九年の秋でした、私は一日大分史談会の、亀川附近の史績調

査見学に加って、亀川附近の温泉や社寺、墓地等あちこちと巡りまし

たが、その最終コースであった平田の觀音寺で珍らしい文書を見せてもらいました。それが標題の「御仕置仕末其他書留」なるものであります。すすけた楮紙十数枚綴りの墨書で筆者廣太郎というは當時平田

村の庄屋高橋廣太郎重敏（別名万之丞）という人で、この人はその頃

（昭和十九年）本県警察部保安課の電気技師であつた佐藤種樹氏の曾

祖父で文書は一見したところいかにも堅苦しく読みづらいものですが

旧藩政時代の事情が伺わる興味のあるものなので本県の犯罪史（処

刑史）の一页に加えてよいと思いましたが、私がこれを手にした頃

は既に「警察史」も刊行後だったので其のまま籠底に眠らしてゐました

たが先般地方史の総会の席上立川先生が、西国街道一高崎越の里程標

のこととて発表された。その道筋が本文の忠太郎護送の道順に該り、乗

馬や籠で通つた役人の物々しい行列の模様がしのばれますので效に全文を掲げて御紹介いたします。

勿論これは私の筆写によるもので原本は今なお、觀音寺に保存されてゐることと思いますから、実物を見たいと思われる方は全寺を訪れて見らることもまた一興でしよう。

× ×

嘉永五年十二月より

平田村

觀音寺変事並無宿中太郎御仕置一件其他書留（句読点は筆写者）

一 嘉永五壬子年十二月朔日夜九ツ半平田村觀音寺出火之旨承り、早速

廣太郎、亀川村火消夫召連龍越候處、庫裡（くり）出火、大勢點付、

組頭一同種々方致候へ共、水之手遠く川より汲上る義に付、庫裡消

止不申、禪堂既に危く相成候ニ付又右エ門、與左エ門、兩人禪堂に

入り煙中の佛体を下し抱出し候處、土間右の方大にふすり候ニ付見

候へ者、蒲団燒一円煙居候間踏消候積り之處、下に死骸有之、住持

の様子ニ相見ヘ候ニ付大勢ニ而抱へ出し見候得者住持松嶽、右火付

居蒲団を冠り面体一円黒く、燒爛（ただれ）疵三四所相見候ニ付堂

之脇ニ抱出し候段此方へ届出候間、兼而痘にて乍不快早速龍越見分

致候處疵所も有り驚入候へ共、先番人付置、庫裡消止手配致候然ル

処二日曉六ツ半頃ニ相成庫裡下火の内より焼死之骸骨大勢にて見出

し候段申出見分之處、其儘ニ而是下火消方出来不申ニ付骸骨は有合

の器に入置、平田村並亀川村より罷出候者へ粥の湯為出消方致候、

然ル処前夕方迄同寺に參候由の日雇稼致候忠太郎と申もの何れへ参

り居り候哉相尋候内、水汲人夫之内ニ相加リ加勢罷在り候ニ付昨夜

はいづ方へ泊り候哉為相尋候処、南石垣法尊寺へ泊り候旨申別議無

之由ニ付、昨朔日右住持ハ何方へ罷在候哉難相分相糾候積、此方四

時分より引取候

一 前日の夜九ツ半頃より村方ハ勿論亀川村家前罷出消方致候尚又古

市、北石垣よりも加勢有之罷越候

一 翌日の夜九ツ半頃より村方ハ勿論亀川村家前罷出消方致候尚又古

市、北石垣よりも加勢有之罷越候

一 右日雇稼致候忠太郎儀所待罷在候品、亀川村甚四郎隣、みわ家へ

一 寸相預候由、風呂敷包の品不審に付相改尚又南石垣へも為間合候

処昨日は全寺へ不参之由ニ付差押させ△△共へ預け置せ段々詮儀為

致候彼是申分怪敷尚又責問為致候処右忠太郎と申もの当子三十一

才師料石州銀山出生ニテ十六年以前國元出立二ヶ年程岡領ニ逗留其

の後横灘筋へ罷越所々ニ而日雇稼致居候由、右忠太郎晦日夜更住持

松嶽及殺害崩日夜又々盲目の尼恵光とか申もの致殺害金子少々衣類

二タ三タ盜取火を付候段荒々為白状候由、六左エ門、又右エ門兩人

より内々申參候依テ右兩人ニ付△△共へ急度預置觀音寺死骸へも番

人手當申付置、此方夕方より致用意飛船ニ而高松へ罷越候

一 十二月三日晴天夜更兩

今朝召捕役人ニ頭兩人差添平田村△△共へ預け置候忠太郎召捕當

宅へ連来一応御代官御取糾有之申口書取四ツ時分出立高松に引參候

尤繩取△△兩人外堺人差添組頭代弥津次人足一人弁当持差出候夜に

入高松着入牢に相成候

一 四ツ時より検視御両人此方並、頭五人一同觀音寺へ罷越住持松嶽

所見分相濟當宅へ御引取相成候

一 右出火一番ニ見当り候幾右エ門並隣家傳左衛、徳太郎、與左衛門

利右エ門御糾有之候

一 住持死骸一番ニ見当候又左衛門、與左衛門、御糺有之候

一 右申口夜通ニ御認有之翌五日御説聞調印致候

一 右掛合人數不殘御呼出相成調印済

一 十二月五日 曇天

右御役々四ヶ時過御出立別府屋高松へ御帰陣

一 六日四ヶ半時出立此方高松へ罷越右一件御用談有之八日帰村

一 右住持松嶽死骸は長櫨に入盲目尼憎の骸骨は壺に入觀音寺廟所へ
仮埋致置候尤々別府村萬松寺和尚相招候

一 右尼僧の儀生所不知ニ付左之通建札致尤觀音寺門前橋ノ前、但し

定

一年齢三拾才位 尼老人

右之尼當十二月朔日夜當村觀音に罷在候を生所石

州銀山土江村忠太郎と申もの及殺害候處庫裡出口
燒失跡に燒候死骸有之候ニ付仮埋致置候右心當の
もの有之候はゞ當村役所へ可申出もの也

子十一月

平田村

一 右忠太郎入牢下番人之儀平田村より一人づゝ差出候様被仰付候處百姓差出候儀迷惑ニ付此段御願申上同村△△二人づゝ差出置候尚又

忠太郎賄之義モ同村より差出候様御沙汰ニ付右△△共雜用一同差出置候其後從島原表足輕衆八人罷越一人宛交り合上番小室へ相詰候由

一 右雜用一ヶ月ニ付考兩考歩より武兩迄之内尤節季ニハ別段貸渡候
右借立を以て置候ニ付高松表へ左之通拝借相願候

一 銀毫貫三百目 卯當廿六日御貸渡

此金貳拾兩

一 銀六百五十日 寅八月十八日御貸渡

此金拾兩

一 ハ 六百五十日 卯三月十六日右全断

此金拾兩

一 右觀音寺變事ニ付住持松嶽横死之義同寺本山へ早速為相知候様御沙汰ニ付宇治黃壁山萬福寺連中瑞光院に此方並組頭共より別紙控の通り（別紙なるものはない）書狀差出尤龜川村五市登阪の砌差送全人宇治へ持參返状來、尚又右松嶽儀江戸出生ニ候へ共、長崎崇福寺

隱居廣德院義和尚之寄弟子ニ相成觀音寺ニ入院相成候義故、右高德院後任へも書狀差出 尤幸便無之ニ付高松御役所へ御願申上島原表より御届被下候追而返書來、但右義光院和尚は先年觀音寺住職

ニ相成居長崎へ引取崇福寺看司ニ出頭後廣德院へ隱居被致候處先年人寂相成候

一 右觀音寺當時無住ニ付別府村萬松寺米明和尚に法用請持之義相頗置候尚又其段御役所へも御届申上候

一 嘉永六癸丑年十一月十九日觀音寺為後住長崎廣德院より禪渠と申

僧差越候處右僧好大酒行狀不宜相見へ候ニ付後住之義相断候

一 同廿九日松嶽一周忌執行之処いまだ葬式不致候ニ付内葬執行致候

別府村萬松寺導師ニテ外修福寺、長法寺寵越與左衛方ニ而先ハ昼食

出し右相濟候上當方ニ而非時を出候

一 嘉永七甲寅三月朔日江戸白鍛台瑞聖寺連中徵咲院弟子江戸出生省

己と申僧を別府村萬松寺和尚連來觀音寺看坊ニ差置尤萬松寺は府内

領北下郡村（現在の瀧尾）加納西光寺掛持より右看坊貰受御届致候

但觀音寺庫裡燒失ニ付禪堂之内所之方へ一枚舗之廻置座致其処ニ右

看坊之手世帶ニ而罷在候尤禪堂前北之方軒下ニ竈坊掛出候

一 同九月廿六日右看坊御届書高松へ差出候

一 右全年十月二日御呼出ニ付此方高松出頭候處左之通被仰渡候

一 無宿忠太郎事中太郎儀御仕置御裁許相成來ル七日於平田村砾^{はづか}を仰

付候事

一 高松表よりは御目付林田采石衛門殿御代官奥村三七郎殿手代衆兩

候事

一 高松表よりは御目付林田采石衛門殿御代官奥村三七郎殿手代衆兩

人都合六人右御物頭一同来ル七日御越候事

一 御仕置場之義平田村の斃牛馬捨場又は不用地見計らい矢来詰廻候事

一 右疋ニ行候義万端平田村△△共へ被仰付候事尤末守村△△一人松

岡村非人両人は罷出候様御沙汰有之候事

一 右御仕置場へ入込道筋四面並ニ捨札を拵へ来る五日高松表へ差出

候事

一 碓突手△△共名前書出間事

一 △△共兩人さる巒、櫛、モッコ、棒を持ち六日高松へ差出候事

一 此寺代並組頭之内兩人御案内として六日高松へ罷出候様御沙汰ニ

有之候處此寺代は多用ニ付御断申上置候

一 碓柱並置場拵、矢來詰廻し等△△共へ申付候様御沙汰之事但仕

置場は大勢人足相掛け△△共ニ而ハ出来不申候ニ付村方縦百姓より

加勢為致候積り

一 碓柱並置場拵、矢來詰廻し等△△共へ申付候様御沙汰之事但仕

置場は大勢人足相掛け△△共ニ而ハ出来不申候ニ付村方縦百姓より

加勢為致候積り

一 島原高松御役所も御都^{アシカ}下三拾九人七日御仕置相濟候上当宅御泊

翌八日御出立、御弁当仕出御帰陣之事

一 八日此方並組頭不残外傳三衛、幾石衛門、徳次郎、利左衛門、高

松へ御呼出相成候事

右之外種々用意向、島原表先例を以て別紙頭書ニ而御沙汰ニ付翌三

日帰村、尤夜ニ入候へ共帰り懸平田村御仕置場見繕（つくろい）置
候尚又前条種々手当

一 鏡音寺旦家真龍、與左衛門、寅吉、素市、亀川村五市呼出右之段
申付置候

一 同四日 晴 右一条手当大取込候也

一 同五日 晴

一 御仕置之義川尻南浜辺ニ相定メ入込道筋尤觀音寺向、法師前夫より瀧ヶ下作道通り之積リ図面並ニ捨札一同、未明出立ニテ人足高松へ持參外品々御伺書出

一 平田村中不殘籠出往来筋並川尻への小路且御仕置場地ならし、矢来結廻し等為致候尤矢來竹は上を不切凡十間四方ニ用意

一 同六日 晴

一 平田村組頭三人同日早々差出可申旨御沙汰有之候ニ付六左衛門、又右衛門、並組頭代津次外人足一人今五ツ時出立高松へ差出候明日中太郎召連來候為手当、△△松次郎△△非人ニ而四人召連今日高松へ差出候

一 此方義右御仕置場並村内御入込方路等致見分不宜所を直し方致差
団候

一 今八ツ時高松よりは御手代兵藤兵藏當寺へ能越中飯出し組頭ニ案

内為致御仕置場所見繕ひ夫より村内小路見廻り候尤当寺へ兼而逗留の食客鈴木誠之助品々申談じ致同道候

一 当宅掃除障子切張其他品々御宿用意

一 碓付柱今日出来△△三人共へ相渡候絵図別紙有之但捨立之義△△

共の内小細工致候者有之候ハ△△可申付旨御沙汰ニ候へ共左様の者無之候ニ付亀川付へ參り居候長崎産清太郎ト申者へ申付仝人引受候へ共兼而眼病ニ而出来兼無拠全村大工年行候もの三人手伝申付漸出来

ニ相成候尤△△共稽古致候仮柱一本捨立一昨日相渡置候

一 夜更兩度高松より飛脚來、但島原御物頭並高松よりの御檢使一同

中太郎御召連ニ而明七日曉正八ツ時高松御出立之趣御沙汰有之候

一 十月七日 晴

一 右一条今晚より夫々手当

一 別府へ人足兩人遣し置全村へ御着次第一人は寵帰り一人は御出立の上走り帰り候様申付候

一 兩村共御通道筋掃除申付候

一 御先來

一 覚

一 具足持

一 老人

三 人

平田村

右村々

庄屋

一 分持 壱人

一 合羽籠持

一 高張持 壱人

一本馬 壱人

市川五郎太夫 壱正

上 下三十三人

一 駕籠與 三人

一 分持 壱人

林田采右衛門

上 下

一 駕籠

三人

奥村三七郎

上下、手代壹人

一 高張持 五人

一 提灯持 十二人

右者明七日平田村に致出張候村遣入足無滞差出可申候以上

高松御役所

高松村

十月六日

別府村

一 追而御仕置場所諸事相調ひ右罪人中太郎をかつぎ行、昨日より当方へ入り込居候兵頭兵助万事致警固ニ共数人ニ而兼テ申付置候形の如く中太郎を柱にクリ付、押立候処、右中太郎大小便を出し、下に居る非人共迷惑致し又々柱を倒し洗い等いたし復押立候ニ付彼

一 今未明正八ツ時於高松牢屋前御裁許之趣中太郎へ御説為聞有之中太郎をモッコに入れ△△非人どもへ為かづ御役々御出立錢龜邊ニ而夜申出候ニ付早速△△共へ申遣り候、此方股引、半天、割羽織ニ而

明候昨日高松へ罷り候組頭六左衛門別府御小体より先ニ走り帰り前条申出候ニ付早速△△共へ申遣り候、此方股引、半天、割羽織ニ而平田村へ罷越候

一 瓢ヶ下、此寺持地なり、砂持入候処を御休所として置座並茶、煙草盆等用意

一 四ツ半頃平田村宮法師前より御入込、小路故御物頭へ籠より御目付、御代官も籠より下り一同歩行立候也、尤組頭御案内ニ而一番に御物頭同敷警固中太郎へは△△共五六人引添又警固夫より御目付、

御代官迄、但罪人は原原へ居置大勢警固御役々は右場所ニ御休み相成、茶、煙草盆出す

是隙取り正八ツ時ニ相成候右仕置用意相調い候旨届出ニ付御役々並地方組頭不残矢来之中ニ入御物頭ハ履籠に腰掛け御目付、御代官ハ

ショウギに懸り足輕衆ハ矢来際ニ立ならび、此方組頭尤立居候、突

手△共徳次郎廿四才、武八廿一才介添松次郎四十二才、宇三郎廿

九才同仕度ニ而矢来外より入込檢視前ニ而礼儀いたし夫より槍を取

り左右ニ立別レ一番槍左徳次郎、二番槍右武八、三番槍徳次郎、四

番槍右武八、右四本相済、初槍の者、目隠を刎切り、留を刺す、但

其側ニ検札建置左之通

無宿 中太郎

右之者儀豊後国平田村觀音寺住持松嶽へ金子借用之義再応申談頭請

候を心憎存、右遺恨可晴と其儘一宿を乞ひ止宿籠り在り禪堂ニ於テ

全人読經籠在候節棒ニ而打掛右棒を奪取却而打擲請候迎全時庫裡ニ

有之斧ヲ以て松嶽殺害において、尚露頭を厭ひ其砌全時ニ止宿籠在

候住所不存盲目之尼僧を打殺、其上寺に有之金銀衣類等品々盜取剩

右兩人とも焼死之体にいたし可成と附火いたし候始末重々不届至極

ニ付於是所磔ニ行もの也

右御仕置相済平田川尻より浜辺まで船頭町通り当宅へ御入込

一 右中太郎磔今日カラ三日間さらし仮小屋補座△△共番致候

一 御入込之節當宅門前へ汐一桶柄杓添出置

一 当宅上の間市川殿次の間小頭一人若党四人玄関より次間一間へ御先手衆廿老人小座敷へ御目付御代官武人、廣太郎部屋へ御手代一人庭ニ階へ槍持以下中間都合七人

一 夕方マンジユウ二百出ス、上ノ間、小座敷ハ別品出ス

一 蓦方夕飯差出、一汁、平皿二菜、膳ノ上小茶皿引付酒出、肴二種銘々盆ニ盛引付候尤上ノ間と小座敷へは小鉢盛出ス

一 今八ツ時御仕置相済當方へ御入込ニ相成直ニ高松へも御達書御代

一 明八日五ツ時當方御出立御弁当は當方より差出し別府着御量、人馬遣高松御帰陣之町先約出

一 明日別府遣人足平田へ申付、お弁当上下三拾人前夫々今晚用意

一 今日隣村庄屋中見物旁籠越候ニ付御代官へ籠出候

一 平田村組頭五人御代官迄御礼申上

一 觀音寺宿坊籠出候

十月八日 晴
一 今五ツ時朝御膳差出、一汁平猪口式菜也

一 乗馬御目付御代官駕籠

一 全日此方御呼出之處足痛ニ付代、廣太郎差出組頭五人孫左衛門、又左

一 工門、弥左エ門代伴寅太郎、六左エ門代弥津次一同高松出勤、外觀音寺且家總代與左エ門、壽一召連候

一 右御出立相濟品々取片付右昼夜世話のもの並料理人等へ残酒残肴渡候御裁許書御読渡有之候

出し

一 此夕於高松廣太郎並組頭五人與左エ門、壽一共夜ニ入御役所御白州へ御呼出御吟味御代官上下（かみしも）ニ而御出席、從公儀被仰

其御預所豊後國速見郡龜川村

庄屋ニ而

平田村兼帶罷在候

万之亟

組頭 久左エ門

孫左エ門

又右エ門

弥左エ門

六左エ門

右之者共儀村内觀音寺ニ無宿中太郎を止宿為致又尼僧差置候おも不存罷在候故既に中太郎遺恨を以住持松嶽、尼僧殺害および金子其他盜取火を附焼死之体に仕成候次第ニ至候段畢竟平日心付方不行届故

様申述御代官へ差出置全夜帰村

以上

十月

右之外吟味ニ付御呼出之もの共ハ一同無構右之通申渡、盜物取上置候分は法類の者へ渡遣松嶽死骸ハ勝手次第為不置中太郎の外一同又申付但尼僧之死骸ハ仮埋ニ之儘土葬為不置候様被仰付候間此段申達候

右之通被申渡此方並組頭共ハ被下置候白銀は此節島原表より御差越不相成候由ニ而御書付一枚御渡被下置追而御出来次第御渡被下候段被仰付候

十一月九日

晴

右請証文御認置有之銘々印形仕候上引取候

一 廣太郎儀高松逗留御吟味御目付御代官御部屋々江罷出御礼申上候尚又御物頭御旅館原森太郎方へ罷出御礼申上但組頭共ハ今日帰村

一 右盜物御取上相成候品は法類別府村万松寺ニ被下候

一 同二十一日此方乍不快船ニ而出勤右中太郎御仕置相濟候御挨拶尚又被下置銀御礼申上上酒五升、肴一ざる、差出御役人中御宴会被下

一 十一月廿三日右被下銀御下相成候為平田村組頭一同罷出候様御沙汰ニ付全廿六日此方廣太郎も不快ニ付寄会所詰乙津三郎へ相頼平田

村組頭不残差出尤乙津氏へ諸事相頼候同日七ツ半頃御代官部屋へ一
同御呼出自白銀三拾枚御渡有之候但五枚宛六包ニ而後取封印付尤前方
御下渡相成候倅目録差出候

右頂載御礼此方代乙津氏組頭惣代六左エ門を召連全日御部屋々々へ
罷出候翌廿七日組頭共帰村

一 十二月十五日右被下銀為披露平田村中家頭不残当宅へ呼出御褒美
頂載の次第申聞為祝酒飯出候

一 人數八十余人並組頭伴四人、太郎衛弥津次ハ高松へも差出候儀に
付一同呼加ヘ配膳尤組頭其外世話致候者ハ次座ニ致候但一汁三菜、
香ノ物外酒肴ハ小盆ニ盛り引付尚又酒五升△△共ヘ差遣候

一 右無宿中太郎御仕置執行ノ節入用書御役所へ差出候様御沙汰有之
別紙之通り翌卯一月差出候

× ×

一 韻音寺庫裡燒失ニ付再建之義思立候処嘉永七年寅年八月下旬鶴見
照湯瀧ノ上家相拂候趣承り候ニ付看坊省己原中大藏寺へ罷越頬談の
上讓受候右古家を元として庫裡普請可致と相成候ニ付全九月四日よ

り境内松木等伐採懸り候尚又材木不足之処ハ鶴見等ニ而相求候

一 右寺普請之義ハいまだ御裁許無之内取懸候而モ不苦候哉之義内々

御代官へ先達相伺候処御裁許無之内普請取懸候而ハ不宜間敷併倅屋
建之義も苦問敷之旨御沙汰ニ付表向ハ倅家建之御届書九月廿六日高

松ヘ差出候

一 安政二年三月二一日大庫裡柱立ニ相成候

右の文書はこれで終つてゐますが、これは昭和二十年一月私は龜川観

音寺に頼み親しくその実物を借り受け事務の傍ら写して置いたもので

すが、時恰かも戦局はとみに緊迫の頃とて、紙の統制はきびしいし発
表の機会がなく永く筐底にしまつてあつたわけです

文面は御覽の如く封建時代のものなればずいぶん堅苦しく、廻りく
どく読みづらい所はあります但當時の事情をうかごうには現代文より
も面白いと思ひます、又人の一命を奪う則ち死刑の執行方法としては

中々慎重な点が見え、交通不便な当時、亀川、高松間の陸路や海路を
いくたびとなく往復した人々の労苦は並大抵ではなかつたことと思わ
れます、それにしても中太郎の死刑が確定して、その執行の為高松表

から亀川まで陸路をとり南大分から賀来、石城川、高崎、錢龜（ゼニ
がめ）の嶮を越え延々八九里の道を馬や駕籠に乗つた役人が三十余名
の同勢に警固されながら物ものしく乗りこんだ行列のありさまは眼前

に見えるようです、また中太郎を刑場において体を柱にくくりつけ押し建てた刹那彼が大小便を洩らした始末など、滑稽といふよりも人間の断末魔の様相が痛ましく感ぜられます。更に檢視に立会つた役向や地元の村方のこまごまとした接待や馳走の模様或は御礼言上とて遙ばる高松役所え足をはこび、おそるおそる伺候した庄屋や寺方一統の心づかい、さては酒肴献上の一幕などは現代なら或は汚職というべきではないでしようか、それから今日まで歴史はわすかに百年余りですが当時浜辺の一農村であつた亀川をはじめ温泉別府を拠点とする別府湾沿岸一帯の近代の大進展は實に驚くばかりで、當時御役所のあつた高松附近も現今では臨海工業地帯の中心となり時代の脚光をあび数年後の大發展が約束され、今やすばらしいいぶきをあげておりますが、日本というより大分県に於ける人文史の進展は百年昔、明治大帝の御生れになつた嘉永年間には庶民の上に立つ役人も庄屋もとても夢想だもしなかつたことでしよう

(終)